

事務連絡
令和8年1月26日

東北厚生局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和7年青森県東方沖を震源とする地震の被災に伴う診療報酬の取扱いについて

令和7年青森県東方沖を震源とする地震の被災に伴う診療報酬の取扱いについては、当面の間、別添のとおり取り扱うこととしたのでご了知いただきたい。なお、当該取扱いを適用する場合には適用する取扱いの具体的な内容、適用を終了する場合はその旨について、地方厚生（支）局長に速やかに報告を行うよう、対象の医療機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

問1 被災した保険医療機関において、医療機関の一部が損壊した等のやむを得ない事情により、患者を当該医療機関の別の入院料を届け出ている病床に入院させた場合などは、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。

(答) 一時的に当該医療機関の空床に移動した場合であって、移動先の病棟の看護単位により診療が行われる場合は、原則として、実際に入院した病棟（病室）が届け出ている入院基本料・特定入院料を算定する。

ただし、医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合においては、以下のとおりとする。

<入院基本料を算定する病棟の場合>

入院した病棟の入院基本料を算定する（例：精神病棟に入院した場合は精神病棟入院基本料を算定。）。ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定にかかわらず、入院基本料を算定する。

<特定入院料を算定する病棟の場合>

医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（例：一般病床である回復期リハビリテーション病棟に入院した場合は15対1の看護配置を求めていることから、15対1一般病棟入院基本料を算定。）。

問2 被災した保険医療機関において、患者の転院・病棟移動により入院患者が一時的に急増等し、又は他の保険医療機関へ職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、入院基本料等の施設基準等のうち看護要員の配置に関する施設基準を満たさなくなった場合、変更の届出を要するか。

(答) 災害等やむを得ない事情により、患者の移動に伴う入院患者数の急激な増加や職員の派遣等による職員の一時的な不足が生じた保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という。）の第3の1(3)及び(4)の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、当面の間、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当該要件を満たさないことによる変更の届出は不要である。

問3 被災した保険医療機関において、医療機関の一部が損壊する等の理由により、一時的に一部の病棟を閉鎖している場合において、入院料や加算に規定される夜勤職員の配置は必要か。

(答) 災害等やむを得ない事情による医療機関の損壊等により、病棟を完全に閉鎖し、当該病棟に入院患者がいない場合には、当該病棟を閉鎖している期間中において、入院料や加算に規定される夜間に看護を行う看護職員の配置は不要である。

問4 被災した医療機関において、医療機関の一部が損壊した等の理由から、患者自身の医学的な状態によらず当該病棟に入棟し、当該病棟で届け出ている入院料を算定することとなった患者について、当該病棟で届け出ている入院料における平均在院日数、自宅（在宅）等に退院するものの割合、その他の患者の割合等の施設基準の要件についてどのように考えればよいか。

(答) 災害等やむを得ない事情により、患者が自身の医学的な状態によらず病棟を移動し、移動先の病棟で届け出ている入院料を算定することとなった場合、移動先の病棟で算定している入院料の施設基準における平均在院日数及び患者の割合等については、当該患者を含めて算出する。ただし、当該施設基準上求められる平均在院日数や患者の割合等の要件が基準を満たさない場合であっても、当面の間、当該要件を満たさないことによる変更の届出は不要であり、従前の入院料を算定できるものとする。